

令和4年度 秋田支部保険料率について



1. 平均保険料率及び準備金

- 令和4年度の平均保険料率を10%とすることに異論はないが、準備金を取組の原資として有効活用してほしい。取組例として、健康経営セミナーの積極的な開催や事業所カルテ配布活動の強化などが考えられる。事業主が健康経営に取り組み、従業員が心身ともに健康な状態で働くことにより、生産性の向上や企業経営への好影響が期待できるものである。
- 支部評議会の意見では、平均保険料率10%を維持するべきとの意見が多くなっているが、これらは、将来的な負担増を考慮しての消極的な賛成と思われる。これまでのように、中長期的な観点で平均保険料率を10%に据え置くだけでは、各支部の評議員、事業主や被保険者の納得は得られないと考える。

本運営委員会でも、支部から出されている保険料率の引き下げや準備金の還元・活用、国庫補助率の引き上げ等の意見について、しっかりと受け止めて検討して欲しい。このような検討を行う場合、特に被保険者の意見を反映させる必要があると考えている。被保険者に、協会が国庫補助の約3倍の額を高齢者医療への拠出金として負担していることを知っていただくよう、十分周知広報してもらいたい。そうすることで、被保険者自ら声を出してもらうことが可能となると思う。

国民皆保険を維持するために、協会けんぽが今後どうあるべきなのか、どこまで保険料の負担ができるのかなどを考えた上で、大きな視点で政府に要望していく時期にきているのではないか。
- 本来であれば、わずかでも保険料率を引き下げ、事業主の負担を軽減していただきたい。一方で、協会けんぽの財政状況は赤字構造が続き、今後新型コロナウイルス感染症の感染再拡大等がないとは言えず、将来的にも不安定な状況が続くことが見込まれる。これらを踏まえると、制度の安定的な運営のために、今は平均保険料率10%を維持することが重要である。

国庫負担については、各支部の評議会でも多くの支部から上限の20%まで引き上げを要望する意見が出ている。準備金残高が積み上がっている中で、加入者への還元策として特定健診等の補助率の引き上げを何とか実現し、協会けんぽの運営を維持していただきたい。
- 平均保険料率が頻繁に変動すると、医療保険制度に対する不安感につながると感じる。これまで中長期的な視点で考えることを貫いてきており、平均保険料率は10%維持が妥当であると考えます。

一方で、準備金の残高がかなり積みあがっていることも事実であり、支部評議会の意見でも「加入者に還元すべき」という意見が出ている。また、法定準備金の積立額は1か月分で妥当なのか、という支部評議会の意見には同感である。

令和4年度保険料率に関するこれまでの運営委員の主な意見

- 保険料の負担感も高まっているが、被保険者の立場として、健全な運営を将来にわたって継続するために安定した財政基盤を確保する必要性は理解できる。したがって、令和4年度の平均保険料率について10%を維持することは、セーフティネットとしての役割の観点からやむを得ないと考えるが、2点踏まえていただきたい。
 - 1点目は、被保険者や事業主の納得性を高めるべく、より丁寧な説明に努めていただきたい。
 - 2点目は、被保険者や被扶養者の健康増進のための様々な事業を行っていただきたい。また、どの程度まで準備金を積み上げておくことが妥当なのか、ということを検討するのは本運営委員会の役割ではないか。
- 被保険者にとっては、保険料率を引き下げて負担を少しでも軽くすることが一番だが、今後のことを考えると10%維持が妥当。
準備金に関しても、準備金が5か月分積み上がっていることを踏まえ、準備金のあり方や還元策を含めて検討いただきたい。
- 基本的には平均保険料率10%維持を支持する。一旦、保険料率を引き下げたとしても、また引き上げることが視野に入っている以上は、なるべく平均保険料率10%を維持していくことが事業主の立場に立っても望ましいと考える。
準備金が積み上がっていることで、様々な意見が出ていることも理解する。加入者、事業主、保険者、いずれにもメリットが受けられるような方策を真剣に考えることが求められており、そのための検討・議論を早急にすべきである。また、シミュレーションの信頼性、整合性等を確認したうえで、更に議論が進むことを期待したい。

2. 保険料率の変更時期

- 令和4年4月納付分から変更することについて、特段の異論はなし。

令和4年度保険料率について(支部評議会における主な意見)

令和3年10月に開催した各支部の評議会での意見については、協会は、

- ・医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造や、今後団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年度以降も後期高齢者支援金が増大していくなど、楽観視できない現実がある中で、できる限り平均保険料率10%を超えないようにということを基本に考えている
- ・協会の財政について、「大きな変動がない限り、中長期的に考えていきたい」という基本的なスタンスを変えていない

ことについて評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

意見の提出なし 2支部(6支部)

※()は去年の支部数

意見の提出あり 45支部(41支部)

- | | |
|---------------------------|------------|
| ① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 | 31支部(31支部) |
| ② ①と③の両方の意見のある支部 | 10支部(5支部) |
| ③ 引き下げるべきという支部 | 4支部(2支部) |
| ④ その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし) | 0支部(3支部) |

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし。

令和4年度 秋田支部保険料率の見通し

秋田支部

健康保険料率

令和3年度 10.16% → 令和4年度 10.27%
(+0.11%)

※次ページ令和4年度秋田支部保険料率の算定(見込み)のとおり

全国一律

介護保険料率 (40～64歳)

令和3年度 1.80% → 令和4年度 1.64%
(-0.16%)

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。
令和4年度は、令和3年度末に見込まれる剰余分も含め、単年度で収支が均衡するよう1.64% (4月納付分から変更)とする。

保険料額の減額分

※ 標準報酬月額240千円:

秋田支部の平均標準報酬月額

健康保険料	
[月額]	
労使折半前	+ 264円
折半額	+ 132円

介護保険料 (40～64歳)	
[月額]	
労使折半前	- 384円
折半額	- 192円

令和4年度 秋田支部保険料率の算定(見込み)

- ・高齢者が多く医療費が高い
- ・報酬が低いので率が高くなる

調整前

年齢調整

所得調整

秋田支部
保険料率

△0.63%

△0.80%

△0.01%

保険料率(%)

11.71%

⇒ 11.08%

⇒ 10.28%

⇒ 10.27%

支部別医療給付費
による率

1.71%

1.08%

0.28%

地域差

-0.01%

0.27%

精算: 0.0215%
インセンティブ: △0.028%

10.0%
全国平均

5.29%

5.29%

5.29%

5.29%

共通保険料率
(後期高齢者支援金、
業務経費等)

4.71%

4.71%

4.71%

4.71%

《支部保険料率の決定》

10.2794に前々年度決算時の精算分-148百万円に相当する「0.0215」をプラスし、インセンティブ分「0.028」をマイナスすると

四捨五入

10.2794%+0.0215%-0.0277%=10.2732%

10.27%

令和3年度都道府県単位保険料率における 保険料率別の支部数

保険料率 (%)	支部数	
10.68%	1	23
10.45%	1	
10.36%	1	
10.30%	1	
10.29%	3	
10.28%	1	
10.26%	1	
10.24%	1	
10.22%	3	
10.18%	1	
10.17%	1	
10.16%	1	
10.11%	2	
10.06%	1	23
10.04%	1	
10.06%	2	
10.01%	1	
10.00%	1	
9.99%	1	
9.98%	1	
9.97%	1	
9.96%	1	
9.95%	1	
9.91%	1	
9.87%	1	
9.84%	1	23
9.83%	2	
9.81%	1	
9.80%	1	
9.79%	2	
9.78%	1	
9.74%	2	
9.72%	1	
9.71%	1	
9.66%	1	
9.64%	1	
9.59%	1	
9.50%	1	

令和4年度都道府県単位保険料率における 保険料率別の支部数(暫定版)

保険料率 (%)	支部数	
11.00%	1	23
10.65%	1	
10.52%	1	
10.47%	1	
10.45%	1	
10.43%	1	
10.39%	1	
10.35%	1	
10.34%	1	
10.30%	1	
10.27%	1	
10.26%	1	
10.25%	1	
10.22%	1	24
10.21%	1	
10.18%	2	
10.15%	1	
10.14%	1	
10.13%	1	
10.09%	2	
10.03%	1	
9.99%	1	
9.96%	2	
9.95%	1	
9.94%	1	
9.93%	1	24
9.91%	2	
9.90%	1	
9.89%	1	
9.85%	1	
9.83%	1	
9.82%	1	
9.81%	1	
9.77%	1	
9.76%	1	
9.75%	1	
9.73%	1	
9.71%	1	
9.67%	1	
9.66%	1	
9.65%	1	
9.61%	1	
9.51%	1	

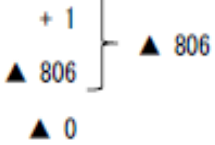
令和4年度都道府県単位保険料率の 令和3年度からの変化(暫定版)

令和3年度保険料率 からの変化分		支部数
料率(%)	金額(円)	
+0.32	+480	2
+0.31	+465	1
+0.29	+435	1
+0.22	+330	1
+0.21	+315	1
+0.17	+255	2
+0.16	+240	1
+0.14	+210	2
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	1
+0.07	+105	4
+0.06	+90	1
+0.05	+75	2
+0.04	+60	1
+0.03	+45	3
+0.02	+30	2
+0.01	+15	2
▲0.01	▲15	2
▲0.02	▲30	1
▲0.03	▲45	3
▲0.04	▲60	3
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	2
▲0.09	▲135	1
▲0.11	▲165	2
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1
▲0.22	▲330	1

- 注1.「-」は令和4年度保険料率が令和3年度よりも上がったことを、
「▲」は下がったことを示している。
2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担(月額、労使折半後)
の増減である。

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	備考
		決算	直近見込 (R3年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R3年12月)	
収入	保険料収入	94,618	99,375	99,369	H24-R3年度保険料率： 10.00% R4年度保険料率： 10.00% 提出金等対前年度比 
	国庫補助等	12,739	12,461	12,454	
	その他	293	275	266	
	計	107,650	112,110	112,090	
支出	保険給付費	61,870	66,623	67,304	〇R4年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R4年度均衡保険料率： 9.54%
	前期高齢者納付金	15,302	15,541	15,542	
	後期高齢者支援金	21,320	21,596	20,790	
	退職者給付提出金	1	1	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	2,974	4,582	3,868	
	計	101,467	108,343	107,505	
単年度収支差		6,183	3,768	4,585	
準備金残高		40,103	43,870	48,456	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R2（2020）年度	R3（2021）年度	R4（2022）年度	備考
		決算	直近見込 (R3年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R3年12月)	
収入	保険料収入	10,379	11,002	10,229	R2年度保険料率： 1.79%
	国庫補助等	-	-	1	R3年度保険料率： 1.80%
	その他	-	-	-	R4年度保険料率： 1.64%
	計	10,379	11,002	10,229	納付金対前年度比
支出	介護納付金	10,303	10,291	10,480	⇒ + 189
	その他	21	55	-	
	計	10,324	10,345	10,480	
単年度収支差		55	656	▲ 250	
準備金残高		▲ 430	227	▲ 24	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の令和4年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和4年度は、令和3年度末に見込まれる剰余分(227億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.64%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.80%から令和4年4月以降に1.64%へ引き下げた場合の令和4年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 ▲6,934 円 (78,012円 → 71,078円) の負担減

〔月額〕 ▲512 円 (5,760円 → 5,248円) の負担減

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.546月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和4年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。